

安全対策実施に至った経緯

- ・令和5年4月21日、両津夷地内の大型建築物（廃ホテル）の看板部材の一部が落下し、隣接する店舗の車両が損傷した。

- ・当該建築物の状況を空家等対策協議会専門部会に依頼し確認したところ、屋上階に設置の看板部材に腐食の進行がみられ、一部はすでに破損していることから、周辺の住民・店舗・市道等への影響を考慮し、早急な落下・飛散防止の安全対策が必要と判断した。

- ・当該建築物は所有者が事実上不存在のため、所有者自らによる安全対策の実施は不可能である。

- ・以上の理由から、佐渡市空家等の適切な管理に関する条例（第10条）に基づく緊急措置として、落下の危険がある看板3面のうち、2面は安全ネットによる落下防止、特に危険な1面については、足場工を行ったうえで、看板の撤去を行う。

- ・令和5年8月工事発注予定



看板撤去（1面）



両津夷地内大型建築物（廃ホテル）

両津夷地内大型建築物への安全対策【状況写真】



(R5.4.24 落下物確認)



(R5.5.9 専門部会現地確認)